

# 鳥取県公報

平成26年3月4日(火) 第8577号

毎週火・金曜日発行

|            |         |         | 目   | 次  |
|------------|---------|---------|---|--|
| $\Diamond$ | 告       | 示       | 争議行為を行う旨の予告(120)(雇用家畜伝染病の発生(121)(畜産課)・都市計画法第66条による告示(122)(指定介護予防サービス事業者の廃止の | (117) (")・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
|            | .سـ بىد | at. —   |   | (西部総合事務所日野振興センター)・・・・・5                      |
| $\Diamond$ | 教委<br>公 | 告示<br>告 | 図書の物品売払代金の徴収事務の委託<br>大規模集客施設の設置の届出(景観ま                                      |  |
|            | A       | Ħ       | 大規模集客施設の設置の届出に対する   |  |
|            |         |         | 二級建築士試験等の実施(住宅政策課   |  |
|            |         |         | 土地収用法による収用の裁決手続の開   | 始(技術企画課)・・・・・・・・・・9                          |
|            |         |         | 土地収用法による審理の開始(〃)・   |  |
|            |         |         |   |  |

## 示

#### 鳥取県告示第116号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第 14条第4項の規定によりその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55条の2 (中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。) の規定により次のとお り告示する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 治

| 名称    | 所在地         | 指定年月日     |
|-------|-------------|-----------|
| ひふみ薬局 | 鳥取市行徳一丁目103 | 平成26年2月1日 |

#### 鳥取県告示第117号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出 があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 治

| 名称           | 所在地            | 休止年月日       |
|--------------|----------------|-------------|
| 医療法人社団岡崎内科医院 | 米子市上福原二丁目17-20 | 平成25年12月30日 |

#### 鳥取県告示第118号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出が あったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 治

| 名称    | 所在地         | 廃止年月日      |
|-------|-------------|------------|
| ひふみ薬局 | 鳥取市行徳一丁目103 | 平成26年1月31日 |

#### 鳥取県告示第119号

平成26年鳥取県告示第6号(大規模小売店舗の新設の届出について)により告示したスーパーセンタートライ アル米子大谷店に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出に ついて、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその 概要を告示し、当該意見書を縦覧に供する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 伷 治

#### 1 意見の概要

- (1) 歩行者の安全確保のため、営業日の通学時間帯には店舗敷地出入口に必ず交通誘導員を配置すること。
- (2) 交通渋滞への対策として、店舗敷地への出入経路及び出入口を追加設置すること。
- (3) 店舗開店後の交通量変化を確認するため、現状の市道側交差点についても交通量調査を行うこと。
- (4) 地域の環境保全のため、店舗敷地及び周辺の清掃を日常的に実施すること。
- 2 縦覧に供する期間

平成26年3月4日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済産業総室

米子市糀町一丁目160 鳥取県西部総合事務所地域振興局

米子市加茂町一丁目1 米子市経済部商工課

### 鳥取県告示第120号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行 為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定によ り、次のとおり告示する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 事件

- (1) 大幅な賃金の引上げ、成果主義賃金導入及び賃金体系改悪反対、夏季一時金(2.5ヶ月+α以上)の保証 等に関する件
- (2) 安全・安心の医療・介護提供のための大幅増員、必要人員確保及び欠員の即時補充、3交替による3人 以上・月6日以内(当面8日)夜勤協定の締結及び改善等に関する件
- (3) セーフティーマネージャーの専任配置、安全管理委員会への労働者代表の参加並びに医療事故防止のた めの院内体制の整備及び拡充に関する件
- 2 日時

平成26年3月13日午前0時以降本事件の解決に至るまでの期間

3 場所

次の表に掲げる施設

| 施設名             | 所在地           |
|-----------------|---------------|
| 鳥取医療生活協同組合      | 鳥取市末広温泉町252   |
| 株式会社メディコープとっとり  | 鳥取市末広温泉町211   |
| 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院 | 東伯郡三朝町大字山田690 |
| 米子医療生活協同組合      | 米子市富益町1128    |

3の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独 で、又は並行して行う。

### 鳥取県告示第121号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり家畜伝染病が発生した旨 の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 区分 | 頭数 | 発生場所   | 発生年月日     |
|----------|-------|----|----|--------|-----------|
| 流行性脳炎    | 豚     | 患畜 | 1  | 東伯郡琴浦町 | 平成26年2月7日 |

#### 鳥取県告示第122号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事 業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称 鳥取都市計画道路事業3・6・4号立川甑山線
- 2 施行者の名称

鳥取県

- 3 事務所の所在地 鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第123号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当 該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告 示する。

平成26年3月4日

鳥取県中部総合事務所長 中 山

| 事業者の名称又<br>は氏名 | 指定に係る事業所<br>の名称 | 指定に係る事業所<br>の所在地 | 届出年月日    | 廃止年月日   | サービスの種類 |
|----------------|-----------------|------------------|----------|---------|---------|
| 社会福祉法人み        | 倉吉スターロイヤ        | 倉吉市福守町433        | 平成25年12月 | 平成26年3月 | 介護予防短期入 |
| のり福祉会          | ル               |                  | 16日      | 31日     | 所生活介護   |

### 鳥取県告示第124号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示す

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書 及び活動予算書は、平成26年4月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成26年3月4日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 史

- 1 申請のあった年月日 平成26年2月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こどもスマイルプロジェクト
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 米子市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、会員の協働による運営の下、保育が必要とされる小学校児童の豊かで安全な生活の場を築くた めに、児童の心身ともに健やかな発達を援助する事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを 目的とする。
- 6 定款の変更事項 特定非営利活動に係る事業の追加

#### 鳥取県告示第125号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項 の規定により告示する。

平成26年3月4日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 澤 田 広 雅

| 土 地 改 良 事 業 の 名 称                | 工事完了年月日    |
|----------------------------------|------------|
| 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業南大山地区農道整備   | 平成26年2月19日 |
| 県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業南大山2期地区農道整備 | II         |

# 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第8号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158号第1項の規定に基づき、図書の物品売払代金の徴収の事務を 次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年3月4日

#### 鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒

| 図 書 名                     | 委託の相手       | 委 託 期 間      |
|---------------------------|-------------|--------------|
| 鳥取県の考古学第1巻から第6巻まで         | 公益財団法人鳥取市文化 | 平成26年2月14日から |
| 調査研究紀要3及び4                | 財団          | 同年3月23日まで    |
| 「楼観」再考                    |             |              |
| 弥生時代「最長の垂木」の発見と復元         |             |              |
| 青谷上寺地遺跡フォーラム資料集           |             |              |
| 出土品調査研究報告1及び3から9まで        |             |              |
| 調査報告10、27、31及び46          |             |              |
| 弥生シンポジウム「倭と韓」             |             |              |
| 青谷上寺地遺跡調査研究年報2009から2012まで |             |              |
| 青谷上寺地遺跡ミニフォーラム自然への備えと挑戦   |             |              |
| 景観復原調査研究報告書               |             |              |
| 青谷上寺地遺跡フォーラム2011から2013まで  |             |              |
| 鳥取県埋蔵文化財センター調査報告書         |             |              |
| 「弓浜半島のトンド」調査報告書           |             |              |

# 公

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号)第8条第1項の規定に基づき、大規模集客 施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成26年3月5日から同年5月7日まで公衆の縦覧に 供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成26年5月7日までに知事に意 見書を提出することができる。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名 株式会社玉東観光 代表取締役 玉川 政一 鳥取市商栄町251-8
- 2 大規模集客施設の名称 (仮称) UFO叶
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地 鳥取市叶字四反田94-1
- 4 大規模集客施設の用途 遊戲施設、飲食店
- 5 大規模集客施設の総床面積 2,405平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日 平成26年6月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所

鳥取県生活環境部くらしの安心局景観まちづくり課(鳥取市東町一丁目220)

平成25年鳥取県公報第8559号で公告した(仮称)ドラッグコスモス湯梨浜店に係る鳥取県大規模集客施設立地 誘導条例(平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。)第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の 設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同 条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成26年3月18日までに知事に意見書 を提出することができる。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成26年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のと おり実施する。

平成26年3月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 試験の日時
  - (1) 二級建築士試験
    - ア 学科の試験

平成26年7月6日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成26年9月14日(日)午前11時から午後4時まで

- (2) 木造建築士試験
  - ア 学科の試験

平成26年7月27日(日)午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成26年10月12日(日)午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

- 3 試験の内容
  - (1) 学科の試験
    - ア 建築計画 (建築設備の概要を含む。)
    - イ 建築構造 (構造計算及び建築材料を含む。)
    - ウ 建築施工(施工契約及び敷地測量を含む。)
    - エ 建築法規(建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築士法並びにこれらの関係法令)
  - (2) 設計製図の試験

建築設計製図(仕様書の作成を含む。)

- 4 受験申込手続
  - (1) 持参による受験申込
    - ア 受付期間及び場所
      - (ア) 平成26年4月10日(木)から同月14日(月)までの午前10時から午後5時まで 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195
      - (イ) 平成26年4月10日(木)及び同月11日(金)の午前10時から午後5時まで 米子コンベンションセンター 米子市末広町294
    - イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこ と。

(2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1) の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申 込みを行うことができる。

#### ア 提出書類

- (ア) 平成25年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書
- (イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面
- イ 受付期間

平成26年3月17日(月)から同月31日(月)まで

なお、平成26年3月31日(月)までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、必ず簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14-1公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な 個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込 みを行うことができる。

ア 受付期間

平成26年3月24日(月)午前10時から同月31日(月)午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (http://www.jaeic.jp/) において、必要な事 項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び合否の通知

平成26年12月4日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。 なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月26日(火)(予定)に、木造建築士試験は同年9 月9日(火)(予定)に同様の方法で通知する。

- 6 その他
  - (1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成26年3月10日(月)から同年4月14日(月)までの日(日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)に配布する。
    - 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1 (有限会社エイ・ディ・エム設計研究室)

鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126 (株式会社桑本建築設計事務所内)

鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巌城町2 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市糀町一丁目160

- (2) 設計製図の試験の課題は、平成26年6月11日(水)(予定)から一般社団法人鳥取県建築士会に掲示す るとともに、学科の試験の会場においても掲示する。
- (3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の定めるところにより所要の手数料を徴収する。 なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

- (4) 問合せ先
  - 一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280
- (5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。
- (6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建 築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-5524-3105)にその旨を申し出ること。

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとお り公告する。

平成26年3月4日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 起業者の名称

鳥取県

- 2 事業の種類
  - 一般県道米子環状線改良工事(鳥取県米子市和田町字塚灘地内から同市同町字上松中東地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成26年2月19日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利 を有する関係人

|               |      | 土                        |     | 地                            |        |                                      | 土地原        | 所有者    |    | と有する |
|---------------|------|--------------------------|-----|------------------------------|--------|--------------------------------------|------------|--------|----|------|
| 所在            | 地番   | 地<br>土地の登<br>記記録上<br>のもの | 現況  | 全筆の地程<br>土地の登<br>記記録上<br>のもの |        | 収用の裁決手<br>続の開始を決<br>定した土地の<br>地積 (㎡) | 氏名         | 住所等    | 氏名 | 住所等  |
| 米子市和田<br>町字新川 | 3215 | 畑                        | 雑種地 | 66. 00                       | 66. 30 | 56.83                                | 別記の<br>とおり | 別記のとおり | なし | なし   |

#### 別記

不明

ただし、土地登記記録名義人(亡)井田榮正 法定相続人

谷田 美代子 Rua Airton Gomes Miranda, 440—Nova Petropolis Sao (持分不明)

(MIYOKO TANIDA) Bernardo do Campo—Sao Paulo, Brasil

フルヤ ヒロシ Rua Pires da Mota, 647—Liberdade Apto.62—A Sao (持分不明)

(HIROSHI FURUYA) Paulo SP Brasil

| 平成 26 年 3 月 4 日 火曜日 鳥 取 県 公 報 |
|-------------------------------|
|-------------------------------|

| 丛 | 0577 |   |
|---|------|---|
| 坩 | 8511 | 7 |

| フルヤ ミノル                   | Rua Conselheiro Furtado, 844—Liberdade Apto.112    | (持分不明) |
|---------------------------|--|--------|
| (MINORU FURUYA)           | Sao Paulo SP Brasil                                |        |
| フルヤ カルロス キョシ              | Rua Francisco Murtinho, 1117 Guaira — Parana,      | (持分不明) |
| (CARLOS KIYOSHI FURUYA)   | Brasil   |        |
| フルヤ マサヨシ                  | Rua Conselheiro Furtado, 844—Liberdade Apto.112    | (持分不明) |
| (MASAYOSHI FURUYA)        | Sao Paulo SP Brasil                                |        |
| 内田 ミドリ                    | 住所不明   | (持分不明) |
| (MIDORI UCHIDA)           |  |        |
| 内田 ヤスヨシ                   | Avenida Jose AgripinO Rios, 526 Pouso Alegre—Minas | (持分不明) |
| (EDSOW YASSUYOSHI UCHIDA) | Gerais, Brasil                                     |        |
| 内田 ヨシヒサ                   | Rua Dom Luiz Antonio de Sousa, 700 — Jardim        | (持分不明) |
| (PAULO YOSHIHISSA UCHIDA) | Paulistano Campinas-Sao Paulo, Brasil              |        |
| 内田 シズコ                    | Rua Joao Guilherme, 431—Casa 154 Jardim Dracena    | (持分不明) |
| (AMELIA SHIZUKO UCHIDA    | Butanta Raposo Tavares Sao Paulo SP Brasil         |        |
| BARBOSA)                  |  |        |
| 内田 チエコ                    | Rua Das Acucenas, 2759, Parque Novo Mundo,         | (持分不明) |
| ( LUIZA TIEKO UCHIDA DOS  | Americana—Sao Paulo, Brasil                        |        |
| SANTOS)                   |  |        |
| 内田 春枝 (HARUE (UCHIDA)     | Rua Elias Abdalla El Banate, 207 — Jardim Carlos   | (持分不明) |
| IKARI)                    | Lourenco Campinas—Sao Paulo, Brasil                |        |
| 内田 千年 (CHITOSHI UCHIDA)   | Avenida Esther Moretzshon Camargo, 405 — Jardim    | (持分不明) |
|                           | Santana Campinas—Sao Paulo, Brasil                 |        |
|                           |  |        |

土地収用法(昭和26年法律第219号)第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成26年3月4日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 期日

平成26年3月19日(水)午前10時30分

2 場所

鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第二庁舎9階 第20会議室

3 件名

一般県道米子環状線改良工事(鳥取県米子市和田町字塚灘地内から同市同町字上松中東地内まで)